

ますます
便利に!

マイナ保険証

※利用にはマイナポータルで健康保険証の利用登録が必要となります。また、医療情報の共有には本人の同意が必要となります。

2025年12月2日をもって健康保険証は完全にマイナ保険証に移行し、従来の健康保険証は使用できなくなりました。マイナ保険証は、みなさんの生活になくてはならない存在として、より便利に進化しています。まだマイナ保険証の利用登録をされていない方は、ぜひご登録ください。



- 搭載後もカードのマイナ保険証は引き続き利用できます。
- 1台のスマホにつき本人分のみ登録可能です。子供や高齢の親など複数のマイナ保険証を追加登録することはできません。

スマホで簡単! マイナ保険証

2025年9月から、一部の病院や薬局などでスマホによるマイナ保険証の利用が可能になりました。スマホに保険証の機能を搭載することでマイナンバーカードを出すことなく、マイナ保険証として使用できます。

※15歳未満はスマホ搭載に必要な「署名用電子証明書」が発行されないため利用できません。

利用できる
医療機関を
確認できます



▲スマホ利用
について



スマホにマイナ保険証を搭載するには?

マイナポータルアプリから簡単に追加できます。

用意するもの

- マイナンバーカード
- 最新のマイナポータルアプリ
- カード申請時に設定した4桁の暗証番号 (iPhoneのみ)
- マイナンバーカード申請時に設定した6~16文字の署名用パスワード



▲搭載方法
について



Android▶



緊急時も安心! マイナ救急

2025年10月から、病気や事故で救急搬送される際にマイナ保険証を提示するだけで氏名、生年月日、かかりつけの病院、飲んでいる薬などの情報を救急隊員が正確に把握できるようになりました。これにより、病院の選定や処置、搬送先での治療の事前準備も円滑にできるようになりました。



▲詳細は
こちらから



- 救急隊員が目視で本人確認を行うため、暗証番号の入力は不要です。
- 万が一に備えてマイナ保険証の保管場所を家族と共有しておきましょう。



災害時はマイナ保険証がなくても使える!

災害時には、手元にマイナ保険証がなくても氏名、生年月日などをもとに資格情報や、病歴、薬剤情報といった、治療に必要な情報を医療関係者と共有できるシステムになっています。そのため、避難所においても適切な治療を受けることが可能です。

便利なのは
わかったけれど...



保険証に記載されていた
**健康保険組合の
記号・番号は
どこで確認すれば
いい?**

健康保険組合に給付金の申請や健康診断の申込をするとき、自身の資格情報である**記号・番号**の記入が必要になりますが、**マイナ保険証(マイナンバーカード)には表示がありません**。そのような場合は次のいずれかの方法で確認できます。

① 資格情報のお知らせ

保険証廃止前に加入者に一斉交付しています。紛失してしまった場合、

③でも確認できますが、再交付が必要な場合は申請が必要です。

② 資格確認書

(交付されている場合)

記号と番号が記載されています。

③ マイナポータル

マイナポータルの資格情報画面で記号・番号が確認できます。

※お手元にマイナンバーカードと4桁の利用者証明用暗証番号をご用意ください。

④ 廃止となった従来の保険証

証明書としては利用できませんが、保管しておくことで記号・番号の確認ができます。



▲記号・番号
はこちらで
確認